

別表第十四号第2 アマチュア局の変更等申請書及び届出書の様式(第20条の13関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

アマチュア局変更等申請書及び届出書(特例様式)

年 月 日

(何) 総合通信局長(注1) 殿

以下の事項について、アマチュア局の変更の許可を受けたい(変更した)ので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請(届出)します。

- 無線設備の増設・取替・変更・撤去(電波法第17条)
- 電波の型式並びに周波数及び空中線電力(一括して表示する記号)の変更(電波法第19条)(無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。)
- 免許人住所の変更(電波法第21条)
- 移動する局の無線設備の常置場所の変更(施行規則第43条)
- 移動しない局の無線設備の設置場所の変更(電波法第17条)
- 呼出符号の変更(電波法第19条)
- 社団(クラブ)の定款又は理事に関する変更(施行規則第43条)
- その他の変更()

(注2)

記

1 申請(届出)者(注3)

住 所	〒(—)
	国籍(外国人のみ記載) []
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

2 変更の対象となる無線局に関する事項(注4)

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局
② 呼出符号	
③ 免許の番号	A第 号
④ 備考	

3 申請(届出)の内容に関する連絡先

氏 名	フリガナ

電話番号	
電子メールアドレス	

備考1 この申請書及び届出書には、別表第二号の三第3「アマチュア局の無線局事項書及

び工事設計書の様式」を添付すること。

- 2 無線従事者免許証の番号の変更にあつては、無線従事者資格の変更の場合に限る。
なお、無線従事者免許証の再交付による番号の変更の場合は、届出を要しない。

注1 所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

- 2 該当する口にレ印を付けること。

- 3 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。
- (2) 申請(届出)者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。
- (3) 申請者が個人の場合は氏名を、社団の場合はその名称及び代表者の氏名(公益社団法人その他これに準ずるものであつて総務大臣が認めるものの場合は代表者の氏名を除く。)を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- (4) 代理人による申請(届出)の場合は、申請(届出)者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

- 4 2の欄は、次によること。

- (1) ②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている呼出符号を記載すること。
- (2) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号(予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号)を記載すること。
- (3) ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

- 5 無線局免許状等の申請(届出)に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請(届出)者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

- 6 申請(届出)書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。